

◆NEW

電子書籍の自炊行為が著作権侵害に当たるとして、作家7人が、昨年、12月20日、スキャン×BANK（東京・世田谷区）と愛宕（神奈川・川崎区）の2業者に対し、自炊請負の差止めを求めていたが、このほど決着。2件ともに実質勝訴となった。

原告は、浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史、武論尊の作家7氏。「今回の実質勝訴は当然の結果だと受け止めています」とコメントを発表した。